



みんなして

No.24 発行 2014年 1月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

| 東電・国・各地の動向 | 弁護団・原告団の取り組み |
|---|----------------------|
| 1月04日 東電、社員に賠償金の返還を要求 | 1月09日 弁護団会議（東京） |
| 1月07日 被害者、子ども・被災者支援法の違法確認の訴え取り下げ | 1月14日 集団訴訟説明会（福島市） |
| 1月09日 原子力規制委員会、福島第一原発事故について、全電源喪失は津波が主因との報告書を提出 | 1月14日 第4回期日 |
| 1月17日 東電、要介護避難者に対し、慰謝料上乘せ | 1月16日 集団訴訟説明会（南相馬市） |
| 1月20日 東電、福島第一原発3号機の水漏洩箇所調査へ | 1月16日 集団訴訟説明会（福島市） |
| 1月23日 東京都知事選公示、脱原発が争点に | 1月17日 集団訴訟説明会（二本松市） |
| 1月25日 日弁連、東電に紛争解決センター和解案遵守を要求する会長声明発表 | 1月19日 第2回原告団総会（二本松市） |
| | 1月21日 集団訴訟説明会（福島市） |
| | 1月22日 集団訴訟説明会（伊達市） |
| | 1月23日 集団訴訟説明会（相馬市） |
| | 1月23日 集団訴訟説明会（福島市） |
| | 1月24日 集団訴訟説明会（福島市） |
| | 1月24日 集団訴訟説明会（郡山市） |
| | 1月24日 集団訴訟説明会（丸森町） |
| | 1月25日 集団訴訟説明会（福島市） |
| | 1月25日 集団訴訟説明会（二本松市） |
| | 1月25日 集団訴訟説明会（今帰仁村） |
| | 1月26日 集団訴訟説明会（福島市） |
| | 1月26日 集団訴訟説明会（那覇市） |
| | 1月26日 集団訴訟説明会（白河市） |
| | 1月26日 集団訴訟説明会（会津若松市） |
| | 1月28日 集団訴訟説明会（福島市） |
| | 1月29日 集団訴訟説明会（福島市） |



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 第4回期日のご報告

1月14日、第4回期日が開かれました。法廷に入った方、模擬裁判に参加した方、あわせて200名以上の方に参加していただきました。寒いなか、ありがとうございました。

この日の法廷では、私たちの側から、東電の過失について審理するよう強く求め、東電の過失が裁判のなかで審理対象となるかどうか、最大の山場となりました。東電は、原発事故には、原子力損害賠償法という法律が適用され、この法律が過失を要件とすることなく、因果関係があり、損害が発生していれば、賠償すると定めていることから、過失の審理は不要であると、改めて主張しました。これに対して、私たちは、この裁判の目的の1つが、国と東電の責任を追及することにあることをふまえ、この裁判に適用されるべきなのは、過失を問わず責任の重さを曖昧にしてしまう原子力損害賠償法なのではなく民法であること、民法は賠償が認められるための要件として過失が必要とされていることから、過失を審理対象にすべきこと、また慰謝料を算定するためにも加害行為の行為態様や加害者の悪質性は斟酌される必要があることなどを反論しました。



裁判所は、私たちの主張と反論をふまえ、この日、「裁判所としては、東電の過失の有無は重要な争点であると認識している」と述べ、東電に対し、その前提で書面などの準備を行うよう求めました。こうした裁判所の見解が示されたことで、今後は、国と東電の両者について、過失が審理対象となることが決まりました（国については、国家賠償法という法律が適用されますが、この法律は過失を要件としていることから、国との関係では過失が審理対象となることをめぐって意見の対立はありませんでした）。

本年1月現在、今回の事故による被害の救済を求めた訴訟は、全国13の裁判所（本庁・支部）にかかっており、原告は全体で4000名を超えています。私たちの裁判は、そのなかでも2000名という最大の原告団を擁しており、2月10日に予定されている第三次提訴の原告予定者の方も含めると、全国の原告の約6割を占める訴訟となっています。他の裁判所では、東電の過失について審理対象にしないとの判断が示されたこともありますが、全国的にも影響の大きい私たちの裁判において、東電の過失を審理対象に含めさせるという全国初の成果を得られたことは、大きな意味をもっています。

全国で初めての判断が示されたということもあり、翌日の新聞各紙には、「東電の過失審理対象に」「全国初の争点」「裁判長『重要な争点』」という見出しが躍りました。

今後は、今回の法廷での成果と勢いを、第三次提訴、そして次の期日へとつなげていくことが大変重要です。裁判傍聴にぜひご参加ください。次回は、3月25日（火）です。

（弁護士・馬奈木徹太郎）

第4回期日で、原告3名が意見陳述しました

原告・大内秀夫



私たちの声に耳を傾けていれば、事故は防げた

私は高校教師でした。60年代、福島で原発設置が計画され、反対運動が起こりました。当時、私は教職員組合の支部長でした。公害問題が注目され、組合でも勉強し、原発設置に反対しました。1975年、福島第二原発の設置許可取消を求める裁判を起こし、原告になりました。裁判で、今日まで続く基本的な問題を全て指摘しました。設計上の問題、過酷事故対策の問題、住民の避難計画がないという問題などです。

国も東電も、私たちの声に耳を傾けませんでした。手立てを取っていれば、今回の事故は防げたはず。国や東電には、真摯に反省し、責任をとってもらいたいです。

原告・阿部哲也



私の実家は祖父の代から続く果樹栽培の専門農家です。農家は、いわゆる風評被害の他に、農地を汚染されたことによる精神的苦痛、健康不安、地域のつながりを絶たれた喪失感など、多大な損害を被っています。こうした損害を国が定めた基準で簡単に決められるのは、あまりに「理不尽」です。農家は、物を作る喜び、収穫できる喜び、そしてお客様に求められる喜びから成り立っています。その喜びを感じることで毎年生産を続けることができます。

そしてそれは全ての恵みを提供してくれる大地への感謝の気持ちから来ているのです。その母なる大地が汚された怒りを、どこへぶつければ良いのでしょうか。

母なる大地が汚された

原告・福田祐司



羅針盤を失った舵のない漂流船のよう

我が家は福島第一原発から約4.8kmです。家も地域も汚染され、住める状況ではありません。近所は昔からの顔なじみで、夜に明かりが消えていると心配して訪ねたり、突然雨が降ると洗濯物を取り込んでくれたりする所でした。近所の人たちとは、避難の中で仮設住宅に移ったりしてバラバラになり、今は特別の用事がある時に連絡を取るくらいです。

事故後、初めて帰宅したのは、2011年7月です。自宅は散乱したまま。タンスの引出しの中に子ネズミが5~6匹かたまりになっていました。妻はショックで悲鳴を上げ、しばらく言葉が出ませんでした。私たちは一体いつになったら帰れるのでしょうか。羅針盤を失い、舵のない漂流船のように、たださまようだけの原発難民になってしまいました。

生業訴訟第4回期日に参加して



堂々の展開に光を見た

村田 弘(福島原発かながわ訴訟原告団長)

「母なる大地を汚された怒りを、どこにぶつけばいいのでしょうか」という阿部哲也さんの意見陳述に、涙がこぼれました。私は阿部さんのような専門農家ではありませんが、定年退職後、福島第1原発から16^{キロ}の南相馬市小高区に帰り、義父母の残した果樹園跡地を耕していましたので、同じ痛みに改めて胸を衝かれたのです。

ささやかな日常を奪われ、地域のつながりを破壊され、「舵のない漂流船のようにさまよう原発難民」(福田祐司さん陳述)になってしまった喪失感。その中でも、最後に私を打ちのめすのは、土も草も木々も放射能に汚されてしまったという事実です。もう元には戻らない。少なくとも私の生きている間は…。いや、子どもや孫の時代になっても…。「緑」が「毒」になってしまったのだ…と思うと、ひざが折れそうになります。

今回を含めて12人の方々を立て、原告側の陳述は一区切りということでしたが、私はもっともっと証言を積み重ねてほしいと思いました。限界があるとはいえ、底知れない被害の実相をどれだけ法廷の場に引き出せるか。これこそが、私たちの闘いの重要な意義であり、訴訟の行方を左右する鍵だと思っからです。

「間髪を入れず」というのはこのことでしょう。弁護団が、被害者の陳述継続を申し入れました。裁判長が審理を中断して協議し、これを認めたとき、私は思わずひざを打ちました。



左から、村田さん(かながわ)、中島さん(生業)、東島弁護士(玄海)

これに先立つ津波試算データ提出をめぐる攻防。過失の有無＝国・東電の責任を重要な争点と認めさせた弁護団の迫力に満ちた主張の展開。さっと明るい光が差し込んだ感じでした。

法廷を囲む原告団と支援者の輪。報告集会の熱気、証言集づくりの苦労話を語り合う方々の静かな闘志…。1月29日に口頭弁論が始まり、1年遅れで戦列に加わる私たちに、大きな励ましをいただいた1日でした。



いわき市内食品会社解雇事案ADR解決のご報告

弁護士 岡村あすか

いわき市内の食品会社の元従業員5名の就業不能損害請求のADRについて、申立内容をほぼ全て認める形での和解が成立しましたのでご報告します。

本件会社は、昭和43年創業、ハム、ソーセージなどの食肉加工を主力事業とし、原発事故当時従業員50名、事故前3年間は黒字経営を継続していました。同社では、事故後まもなく工場補修を行い、平成23年4月中旬に営業を再開しましたが、風評被害の影響により赤字経営に転落したことから平成24年3月に工場閉鎖を余儀なくされ、従業員らの整理解雇に至りました。



今回ご依頼いただいた元従業員5名は、東電への直接請求では1ヶ月分の就業不能損害しか補償されない一方、同じ会社の従業員でも55歳以上の者には1年程度の補償が出ていることを知り、当然ですが、そうした不合理な画一的取扱いに納得がいかないとして、弁護団に依頼し、平成25年5月にADRを申し立てました。

本件会社は、主な取引先として関東近郊の学校給食用に製品を販売するほか、お歳暮・お中元等を含む一般販売向け製品にはパッケージに「いわき発」等のロゴを入れ福島ブランドを押し出した製品展開を行ってきた会社でした。事故後の福島を含む東北地方産食品に関する健康不安の高まりは顕著であり、本件会社の上記のような事業内容に照らしても、原発事故による工場閉鎖、整理解雇であることは明らかでした。

東電側は、工場閉鎖が事故の約1年後であることや、会社に営業損害を支払っていることから因果関係はないと主張し争いましたが、最終的には和解直前期までの就労不能損害請求全額の支払い（再就職後の給与との差額分の請求も含む。）を認める和解となり、将来分については清算対象外となりました。仲介委員や調査官の尽力もあり、ADRとしては良い和解内容となったと思います。

今回ご依頼いただいたきっかけは、東電側の不合理な画一的取扱いに対する怒りや、同じ被害を受けたのに何故補償内容が違うのかという違和感でしたが、本件を通じて、直接請求で諦めないでADRをやってみただかどうか、弁護士に頼んだかどうかで、被害者が受ける補償内容がまったく違ったものになりうる現状も大変深刻な問題だとあらためて思いました。

今後も、弁護団員として被害救済のため尽力していきたいと思っております。

以上

※題字「みんなして」は、岡村あすか弁護士の筆によるものです。